平成２７年（フ）第２４号
群馬県高崎市箕郷町下芝369番地３
債務者　八木　和夫
１　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５２号
埼玉県坂戸市泉町９番５号　フレグランス泉Ｃ棟101号室
債務者　金澤　孝一
１　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３号
埼玉県坂戸市泉町９番５号　フレグランス泉Ｃ棟101号室
債務者　金澤　国恵
１　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５６号
埼玉県所沢市上新井２丁目24番地の１　セントラルコーポＢ―201
債務者　坪井　慎司
１　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６８号
埼玉県ふじみ野市東久保１丁目４番21号　岡部マンション101
債務者　鈴木　玉美
１　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４号
新潟県燕市新町３番４号
債務者　田野　久男
１　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２７号
名古屋市北区桐畑町86番地　サングリーン桐畑Ａ101号
債務者　櫻庭　　功
１　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４号
名古屋市熱田区八番２丁目21番19号　フォーブル渋谷Ａ棟202号
債務者　長島　　輝
１　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
京都府船井郡京丹波町口八田百合ノ下42番地
債務者　山鳥　裕二
１　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第８号
福岡県大牟田市天領町１丁目215番地
債務者　江崎　雅信
１　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第９号
福岡県大牟田市天領町１丁目215番地
債務者　江崎絵理奈（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１２号
福岡県大牟田市大字櫟野1125番地１
債務者　石丸　祐也
１　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１６号
福岡県大牟田市大字歴木1264番地
債務者　西木　洋一
１　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２７号
北海道中川郡幕別町札内共栄町172番地の１　プリーマクレスタ202号室
債務者　伊原謙太郎
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
盛岡市東黒石野３丁目４番16号　タウンハウスＬ101号
債務者　山岡　晃大
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７４号
宮城県塩竈市清水沢２丁目23番２―301号　市営清水沢住宅２号棟
債務者　猪狩　博之
１　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
群馬県太田市新田早川町474　日野自動車株式会社新田寮Ａ棟201号室、住民票上の住所札幌市手稲区稲穂４条７丁目２番17号
債務者　藤平　征広
１　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２４０号
静岡県富士宮市宮原601番地の１　スカイコート宮原106号、前住所静岡県富士市岩本537番地の131ヒルズ・アドバンスＢ―201号
債務者　横目　一弥
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
静岡地方裁判所富士支部